

QBS Alumni Network会則

第1条（名称）

本会の名称は「QBS Alumni Network」とする。尚、「QBSアラムナイネットワーク」と表記することもできる。

第2条（ミッション）

「QBS Alumni Network」を核としたQBSネットワークの持続的成長を促すことにより会員の価値向上を図る。その結果としてQBSのブランド価値向上に貢献する。

第3条（事業）

本会は前条のミッションを達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互のネットワークの質的、量的両面における維持・拡大に資する事業
- (2) QBS教員及び在校生とのネットワークの維持に資する事業
- (3) 会員の自己研鑽、自己成長を促す機会の提供
- (4) その他本会の目的を達成するための諸事業

第4条（本部および支部）

本会は本部を九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻内におく。

2.東京支部をおく。

3.本会は必要な地区に支部を設けることができる。

- (1) 支部の設立、廃止は総会決議により定める。
- (2) 各支部は総会において決議参加の環境が整う場合において、決議に参加することができる。

第5条（会員）

本会は次の者をもって構成する

- (1) 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻修了者
- (2) 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻旧教員
- (3) 上記に準ずるもので理事会の承認を得た者

第6条（会費）

本会を維持・運営するために、会員は会費を納付するものとする。

2.入会時に終身会費10,000円を納付する。

3.会費納付方法等詳細については内規にて別途定める。

第7条（退会）

退会を希望する者は書面により申し出て、理事会の承認を受けるものとする。

2.理事会は、QAN に著しい損害を与える場合など、やむをえない理由がある場合には、会員を退会させることができるものとする。

3.退会にあたっては、会費の返還は行われぬものとする。

第8条（機関）

本会は下記の機関をおく。

1.会員総会

2.理事会

3.監事

第9条（会員総会）

定時会員総会は毎年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めるときは臨時会員総会を開くことができる。

2.定時会員総会は、会計年度終了後、3か月以内に開催する。

3.会員総会の参加資格は会員全員が有する。

4.会員総会の議長は会長または会長の指名する者が務める。

5.会員総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定および変更に関する事項
- (2) 理事選任および解任に関する事項
- (3) 事業報告および会計報告に関する事項
- (4) 事業計画および予算に関する事項
- (5) 監事選任および解任に関する事項
- (6) その他重要事項

6.総会における決議は、その出席者の過半数を持って決議するものとする。

第10条（理事および理事会）

理事会を構成する理事は、会員総会にて選任される。理事は原則として会員により構成される。

2.本会の理事は各期1名以上とする。

3.理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算の執行に関する事項
- (2) 事業計画の執行に関する事項
- (3) 総会提出議案に関する事項
- (4) 会員の入退会に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認められた事項

4.理事会の決議はその出席理事の過半数を持って決議するものとする。

第11条（役職）

理事会に次の役職をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名

2.役職の任期は1年とする。

3.会長は理事の互選にて決定する。会長の選任および解任は理事会にて決議する。

4.会長はQBS Alumni Networkを代表し、会務を総括する。また理事会を招集し、その議長となる。

5.副会長は会長が指名する。

6.副会長は会長を補佐する。

7.会計担当は当会の出納及び帳簿記録を担当する。

8.理事は、会長および副会長とともに本会運営上の重要事項について審議、調整する。

第12条（監事）

監事は本会の会計及び事業について監査し、その結果を理事会および会員総会に報告する。

第13条（顧問）

顧問は九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻教員から選出され、当会の運営全般に関する助言を行う。

2.顧問は理事会にて選出する。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第15条（その他）

その他、本会の運営上必要な事項については、理事会にて決議する。

附 則

平成18年3月11日施行、適用

平成18年10月7日改定

平成22年5月22日改定

平成26年5月17日改定

＜内規に関して＞

以下のような内規を別途定める。内規は理事会にて決議することとする。

1. 会費内規

QBS Alumni Network 会則内規

1. 会費内規

会則第6条(会則)に加え、下記の通り内規を規定する。

1. 会費納入対象者:会則に定める会員構成者に該当する人
2. 納入方法
 - (1) QBS修了式等での入会受付にて、入会申込書の提出および会費を納付。
納付した時点で入会とする。
 - (2) 入会申込書をQAN理事会へ提出し、QANが指定する口座に会費を振り込み。
QAN事務局にて振り込みが確認できた時点で入会とする。
 - (3) 入会申込書をQAN理事会へ提出し、上記以外の方法でQAN理事会に会費を
納入した時点で入会とする。
3. 理事会の承認を経て、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。